総合支援資金（特例貸付）の再貸付を実施します

緊急事態宣言の延長等に伴う経済支援策として、新型コロナウィルス感染症の影響により減収・休業や失業された方に対し、総合支援資金（特例貸付）の再貸付を実施します。

○ 申請することができるのは、**令和3年 11 月末までに緊急小口資金（特例貸付）及び総合支援資金（特例貸付）の送金が終了している（終了を予定している）世帯**です。
なお、11 月末までに緊急小口資金（特例貸付）の送金を受けられない場合は、お問合せ下さい。

○ この制度は貸付ですので、審査の結果、対象外となる場合があります。**この案内を受け取った世帯全てが、再貸付の対象となるとは限りません。**

○ 申請先はお住いの区市町村の社会福祉協議会です。**足立区では、対象者の方へ申請書を送付する予定です。**東京都外に転居された方は、転居先の道府県社協にお問合せください。

○ 申請から送金まで1カ月以上時間を要する可能性があります。生活や仕事など不安のある方は自立相談支援機関へ相談してください。
足立区くらしとしごとの相談センター（自立相談支援機関）電話 3880-5705

1 対象となる世帯　※次の要件をすべて満たす世帯

ア 新型コロナウィルスの影響による減収・休業や失業等により、現在、生活困窮状況にあること
イ 令和３年 11 月末までに緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了（予定も含む）すること
ウ 自立相談支援機関での相談や継続的な支援を受けること

2 受付期間

令和3年 11 月30 日（火）まで

3 申請に必要な書類

東京都社会福祉協議会のホームページからダウンロードすることができます。

（1）総合支援資金特例貸付（再貸付）申込書
（2）総合支援資金特例貸付借用書（再貸付）
（3）総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる申出書
（4）住民票（借入申込者の世帯全員が記載された発行後3カ月以内のもの）
　＊外国人の場合は、在留カードの写しも必要
（5）預金通帳のコピー
　借受人の氏名と、緊急小口資金および総合支援資金（初回・延長）の送金確認ができる部分
　＊提出できない場合は、本人確認書類（健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード）のコピーを提出してください。

4 申請方法

上記（1）～（5）の書類を、書留（配達確認ができる送付方法）にて、お住いの区市町村の社会福祉協議会に送付してください。（1）（2）については、必ずコピーを保管してください。

●お問合せ先　**足立区社会福祉協議会**　足立区中央本町 1-17-1　足立区役所南館 11 階
専用電話　080-4163-9296、080-4157-0895、FAX　3880-5697
足立区社会福祉協議会事務局　電話　3880-5740